

第十九回 参議院運輸委員會會議録第十八号

昭和二十九年三月三十日(火曜日)午後二時二十一分開会

委員の異動

三月二十七日委員天田勝正君辭任につき、その補欠として山口重彦君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 前田 穰君

理事 入交 太蔵君
重盛 壽治君

委員 岡田 信次君
一松 政二君
森田 義衛君
村尾 重雄君
木島 虎蔵君

政府委員 運輸政務次官 西村 英一君
運輸省航空局長 荒木茂久二君
事務局長

常任委員 古谷 善亮君
会専門員 田倉 八郎君
会専門員

本日の會議に付した事件
○船舶職員法等の一部を改正する法律案(内閣送付)
○航空法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(前田穰君) これより運輸委員

第十二部 運輸委員會會議録第十八号 昭和二十九年三月三十日【参議院】

員会を開会いたします。
船舶職員法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から提案理由の御説明を願います。

○政府委員(西村英一君) 只今提案になります船舶職員法等の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

現行船舶職員法は第十回國會において画期的な大改正を加えられました。その際、限り円滑に、法の完全実施を図るため、経過規定を設け、船舶職員の資格についての緩和措置等を講じた次第であります。

その後水産業界の発展に伴う新情勢に適應するため、遠洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律が今般國會を通過制定され、遠洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶における船舶職員の充足難は、一応解決されることとなつたのであります。なお、遠洋かつお・まぐろ漁業以外につきましても、法の特例の適用期間内に、法定資格の船舶職員の充足が困難な面がありますので、船舶職員として船舶に乗り組まざるべき者の資格及び海技従事者となることのできる船舶職員についての特例その他の経過措置を、昭和三十一年三月二十二日まで延期すると共に、その間に、船舶職員の充足を図ることにはいたしたいと考えております。

簡単であります。以上が本法案の提案理由であります。何とぞ、慎重御

審議の上、速かに、御可決あらんことをお願いいたします次第であります。

○委員長(前田穰君) 本案に関する質疑は次回に譲りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(前田穰君) 御異議ないようでありますので、次に政府から發言を求められておりますので、これを許可したいと思います。

○政府委員(西村英一君) 先般來臨時船舶建造調整法第二条に基きます告示につきまして、当委員會におきまして一松議員より種々御意見の御開陳がありました。それに基づきまして、運輸省といたしましては、その告示の妥當でないというようなことを認めましたので、今般その告示を新たに出すことになりました。先般來たび／＼お話がございましたように、三月二十九日付を以ちまして、運輸省告示百二十一号として出しましたから、この点御了承をお願いしたいと思います。

○委員長(前田穰君) 次に航空法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のおありの方は順次御發言を願います。それでは私から一言お尋ねしたいのですが、十條の二の規定は今回新しく設けられた規定なんです。その中でグライダーの耐空検査をやる人間のことゝ突如として出て来て、これ

つきりではかの条文には出て来ていないのであります。これは恐らく運輸省令で民間に委ねられる趣旨でないかと想像するのですが、畢竟運輸省令でどういふふうなことをおきめになるのか、先ず以てこの耐空検査員というものの一つ性格といひますか、どういふ運用をされるのであるか、その大体のところを一つ御説明願ひたいのです。

○政府委員(荒木茂久二君) これは御承知のようにグライダーはプライマリ、セコンダリー、ソワラーの三つがあるわけでありまして、御説明するまでもございませぬが、ソワラーは飛行機で引張つて途中で綱を切つて離す、非常な何と申しますか、軽わざ的な高級なものであります。その次がセコンダリーでございまして、これは自動車で引張つて相當の、相當と申しますが、少し旋回できる程度のところまでのものでございまして、それからプライマリは、いわゆるよく学生等がやつております綱を引張つて、それで上げて地面を少し上つて落ちるといふ程度のものでございまして、この耐空証明というのを役所で全部今まで嚴重にやつて来た次第であります。ところがそのいわゆるプライマリは、日本全国はうばうで製作されておまして相當な数に達しております。なお最近文部省としても、学生スポーツとして非常にいいスポーツだということもございまして、これを奨励するという熊勢にありまして、従つて一々航空局の役人が出か

けまして、その耐空証明をしないと飛ばせないということでありまして、いろいろ検査を受けるほうの側でも又航空局の事務の側からいへば、不便を感じる次第であります。ところが又一面グライダー程度でございまして、戦前からこれを製作したりいろ／＼なその技術を心得ておる者がおりますので、プライマリに限りまして、航空機工場整備士の経験、資格を持つておつて、そうして初級滑空機の製作又は製造、修理、改造の検査業務に一年以上従事したとある人がなおまだ相当たくさんおられますので、そういう人を認定いたしました耐空検査員ということにいたしました。その人の検査合格を以て耐空証明を得たことにいたしました。行政の簡素化を図る、こういうこととございまして、

○一松政二君 今の耐空証明というものについて、何か日本に來る外国の飛行機は恐らく外国の耐空証明を持つておると思ふのですが、何か國際的に、一々検査せずに、これは丁度汽船、船舶の場合のロイドの検査、その他の世界的に認められた検査証明があると思ふのですが、その点はどういうことになつておりますか。

○政府委員(荒木茂久二君) これは昨年日本が加入いたしました國際民間航空条約、特にシカゴ条約と申しておりますが、そのシカゴ条約の三十三條で「航空機の登録を受けた国が発給し、又は有効と認められた耐空証明書、技能証明書及び免状は、その証明書又は免状

を發給し、又は有効と認められた要件がこの条約に従つて随次設定される最低標準と同等又はそれ以上のものである限り、他の締約国も有効と認めなければならぬ。このことになつておられますので、これを受けまして航空法の百三十一条で以て、その証明とか、免状とかいふものは相互に、これは何といふか、効力を認めて、日本で耐空証明がなければ飛ばないとか、免状がなければ飛ばないといふことをいたしません。又アメリカ航空路で言いますと、日本政府が出した耐空証明書、乗組員の免状はそのまま向うでもこれを認めて飛ばせる、かういふことになつておるわけでございます。

○一松政二君 私はこれは全般に亘つて研究が済んでいないのだから、どういふことになるか知りませんが、この「技能証明の限定の変更」というのは「限定」という文字は、技能にいろいろ段階を限つておると思ふのですが、そういう技能証明の限度の問題はどういふことになつておるのですか。その点ちよつと御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(荒木茂久二君) 例へば飛行機の免状についての限定を申しますと、航空機の型式とか型と云ふものについておるわけでございます。普通わかりやすく申し上げますと、免状を出しますのに、それに限定をつけまして、陸上多発、陸上単発といふことを書き込んでございます。いわゆる免状にも単発の飛行機だけしか効力のない免状を、一番目に取るのはそういうのが多いわけでございます。それから更に練習と期間を積みまして、多

発というやつになつて来ますが、普通それが多発になりますと、多発だけでございまして、飛行機の種類によりまして、種類と申しますか、型式でございまして、例へばビークラフトの免状とか、或いはそれが四発のDC4というふうな限度を拡張して俗にレッチングを拡張する、かう申しておりますが、そういうふうなことで、実際に即してやつておるわけでございます。

○岡田信次君 新らしい改正法案の中に自衛隊のことが入つて居るので、大体自衛隊の關係は五十六條だけですか、まだ全文を見ていないので……五十六條の二ですか、これだけが自衛隊ですか。

○政府委員(荒木茂久二君) 五十六條の二とそれから附則の最後でございます。御存じのように自衛隊に関する法律は、政府は今提案いたしておりますけれども、これが必ずしもその通りになるかどうかといふことははつきりいたしませんので、一応政府の建前として、自衛隊と防衛庁というものを作るといふことになつておりますので、本文をそつといたしました。若しそれが国会中に成立しないといふようなことがございましては平仄が合いませんので、一番附則の最後の所で「防衛庁の設置に関する法律が制定施行される日の前日までの間は、航空法第五十六條の二第一項中「自衛隊」とあるのは「保安庁」と、同条第五項から第七項までの規定中「防衛庁長官」とあるのは「保安庁長官」と読み替へるものとする。」かういふことになつております。

○岡田信次君 自衛隊が飛行場を作ろう、或いは航空保安施設を作ろうといふときは、この第三十八條によつて運輸大臣の許可を受けるわけですか。

○政府委員(荒木茂久二君) 自衛隊法のほうの法律で現在もございまして、自衛隊のほうで作ろうという場合は、航空法の適用を排除されます。そこで自衛隊のほうで作るわけでございます。

○岡田信次君 そうすると、自衛隊は勝手に飛行場を作れるということですね。それで今度自衛隊の作つた飛行場を公共の用に資するために、一般公共用に資するといふときは、保安庁の長官と協議をする、協議ができた場合は、それはできないと思つたのですが、協議が整う見込みがあるのですか。

○政府委員(荒木茂久二君) 自衛隊のほうで飛行場を設置することについては、特定の或る飛行場のリソースされたものについて、私のほうもシブイルの飛行場にしたい、自衛隊のほうもこれは自衛隊のほうの飛行場にしたい、かういふような両方から希望を申述べておる所もあるわけでありまして、本来から申しますと、自衛隊のような使ひ方をすることが理想的だと思ふ場とは別であることが理想的だと思ふのであります。アメリカ等ではやはり軍の飛行場はシブイルの飛行場と原則として別にしてありますけれども、日本では狭い土地でありますので、そういう理想を要求できませんし、農地を潰して新たに飛行場を作るといふことも困難でございますので、既設の飛行場を使うといふことにならざるを得ないと思ひます。その場合において、そこで自衛隊が飛行場を設置いたしました。その設置するときは、法律では明

らかになつておりませんが、覚書で私のほうに協議することになつております。そこで自衛隊が飛行場を作りました場合において、普通の民間飛行機が一々自衛隊へ行つてお願ひして、その都度許可を取つて入るといふことでは、飛行場に着陸するといふうなことで非常に困りますので、自衛隊と私のほうでよく協議いたしまして、自衛隊の飛行場へ着陸したいとか、或いは飛行の安全の限度のものを告示いたしまして、航空法の基準に照して民間のシブイルのほうも自由に使えるといふ態勢を作ろう、かういふことございまして、この建前につきましまして、現在の保安庁と十分協議をいたしまして話が一致したわけでございます。なおこの具体的な場合について、協議が整うかどうかといふことについて疑念をお持ちのようでございまして、いろいろ「我が今まで折衝した過程におきましては、協議がつくものと、かういふふうな考へておるわけでございます。

○岡田信次君 甚だ迂闊な質問ですが、今度自衛隊の航空機が飛ぶのは、別に航空法には規定されないのですか。

○政府委員(荒木茂久二君) この航空法の運航の章に関する規定の適用除外をいたしております。従つて適用にならない規定も相当たくさんあるわけでございますが、普通最も重要と考へますのは航空路でございます。航空局が指定しております。現在の定期航空、それから軍の作戦行動でないときは米軍も航空路を通つてこれに従つて飛んで来るのでございます。その航空

路を飛ぶ場合には、やはり航空法の適用を受けて、そのコントロールで元的に飛びませんと空中衝突その他危険を生じますので、そういうことがないように措置してあるわけでありまして。

○岡田信次君 そうすると今の自衛隊の持つて居る飛行場を定期航空その他の民間航空がエマーソンなんかに使うといふ場合にはどうですか。

○政府委員(荒木茂久二君) エマーソンは何といふか、いわゆるエマーソンでございまして、最低高度以下を飛んではいかんといううなことも規定してございますけれども、実際はエマーソンでそういうわけを参りませんので、エマーソンの場合には、恐らく米軍の飛行場でもこれを受入れることと思ひますし、保安隊の飛行場も着陸を拒否するといふことはいたさない、かう思つたわけでございます。

○岡田信次君 そういふ場合に自衛隊のふだん飛んでいる飛行機が或る程度航空法のあれを受けていないとエマーソンで降りるとしても、向うの飛行機とぶつつかつてしまふといふうな虞れはないのですか。

○政府委員(荒木茂久二君) 墜落直前のうなエマーソンでございまして止むを得ませんけれども、その飛行場に来て、飛行場の近くで離陸しようとする飛行機があるといふような場合に、むちやくちやに降りて来られると困るといふような場合には、自然そのコントロールができることになつておりますし、無電を持つておりますれば連絡いたしますし、それから無電がない場合には、屋間でもわかるような光を塔から発射して誘導する、かうい

うことになっております。

○岡田信次君 定期航空のものでも無い電のない飛行機があるのですか。

○政府委員(荒木茂久二君) 今の御質問と私の答弁が食い違つたかと思ひますが、今岡田委員の御質問は、軍の飛行機が例えば羽田なら羽田みたいな所にエマーソンで降りるときにどうなるか、こういうことと了解して御返答申上げたのでございます。

○岡田信次君 私は逆な場合です。民間飛行機がエマーソンで自衛隊の飛行場に急に着陸しなければならぬという場合、別段指定しなくともそういう場合には止むを得ないと思ふのです。

○政府委員(荒木茂久二君) そういう場合につきましては、保安隊の飛行場は必ず全部コントロール・タワー、無線設備ができて、空地間のボイスによる連絡ができるとは限りませんので、そういう設備のないときには、先ず目で見て降りるよりしようがないと思ひます。それから保安隊の飛行場にそういう空地間の施設があれば、それに呼びかけて降りるということ、エマーソンの場合には当然これを受入れてくれるものと考えておるわけでありませぬ。現に例えばヒヨコツと飛行機が飛んで来て羽田へ降りられないというときは、横田を呼びまして、横田の軍の飛行場に空から連絡いたしましたし降りた例もあるものであります。これは米軍でございませぬから、保安隊には適用ないと言ひかまされませんが、そういう緊急の必要な場合は当然受入れてくれるものと期待しておるわけでありませぬ。

○岡田信次君 保安隊の飛行場は現在

大体幾つあつて、将来幾つになるかというところがわかつておりますか。

○政府委員(荒木茂久二君) その点は新聞等で見る程度でございまして、現実に浜松の飛行学校がございまして、これはまだ接収中の飛行場を保安隊が使つておるわけでありませぬ。その他聞くとおるわけであると、具体化しておるものは札幌の丘球飛行場、それから下関の小月飛行場というのが予算的措置ができたというふう聞いております。

○委員(前田種君) 私からもう一つお尋ねしたいのですが、百二十六条以下の外国航空機に関する改正でありませぬが、この前詳細の御説明は一応は願つたわけなんです、よくわからないので、例へば従来は飛行機の使用者の国籍によつていろいろ規律されておつたが、今度航空機の所有者の属する国籍によつて規制するということになつておるわけですか、それからその他つと通譯してみまして、前回の御説明と対照してみたいのですが、私はよくわからないのですが、この外国航空機に関する改正条文をもう少し詳細に御説明願ひないか。或いは場合によつては必要に応じて連記をとめることも止むを得ないかと思ひます。

○政府委員(荒木茂久二君) シカゴ条約の締約国とそれから非締約国につきましては、日本に飛んで来る場合に差別して扱ひ、こういう建前になつておるわけでありませぬ。非締約国の飛行機でありませぬと、如何なるものでありませぬ。

○委員(前田種君) 連記を始めて。局長のお話を承りましたけれども、この際日本航空法に基いて、そうしてその資金計画を聞いて、我々は日本航空というものをどうしたらいいか、そうして国際航空に乗出して、今後海運もさるごとながら、海運は遅れたと言つて随分まあ昨今では問題まで起つて漸くあの程度まで滑りつたのであります。航空に至つては、もうそれは海運の比ではないわけでありませぬ。戦争前或いは戦争中は日本の航空事業は、これはまあ軍と一体になつておつたわけですから、随分東洋の空を飛んでいたわけでありませぬ。それが戦後壊滅してしまつた。壊滅の程度は海運の比じゃないと思ひます。そうして僅かに日本航空というものが再スタートをして国際線に乗出した。これに対する私は運輸当局なり或いは大蔵当局、むしろ日本政府といひますか、日本政府の認識が足りないというのか、或いは守り立てる熱意が薄いというのか、私は外国の航空会社が日本に乗り込みたい希望を持つており、或いはその回数や種やそうとう努力を目前に見ながら、日本航空をもつと資金的に或いは航空機の数においても、これが育成に頗る遺憾の点があるのじやないか、もつと熱の入れ方が足らんのじやないかという気がしてならないのであります。そうして何も海運にいろいろの問題があつたからといつて、私はそういう問題のために熱意が欠けてゐるとはゆめ／＼思ひないのです。が、たまたま日本の経済情勢なり、外貨の状況その他を考慮するの余り、菓を飛び出したばかりの播種時代の日本航空に対して、もつと政府として熱意を持つてこれが育成に努力をすべきじやないかと考へるのですが、一応当局のこれに対する熱意のほどを承わりたいと思ひます。

○政府委員(西村英一君) 一松さんから航空事業の振興についての非常なお言葉でございませぬが、何さまやはり航空事業は独立国家になつて初めて事業に着手したようなことでありまして、急速にはな／＼これは行かんと思ひます。政府も昨年はそのために、これは全額じやありませんが、半額の出資をしてゐるし、それは引續いてやはり日本航空のために續けて行きて、こう思つてゐるのでありませぬ。お言葉は十分体しまして努力はいたしますが、それは先進国のようなまねはちよつとできない。十分御趣旨のほどは承わつておきたいと思ひます。

○一松政二君 政務次官の答弁は甚だ私は不満だ。ということ、何も先進国のような方面に日本が幾ら逆立ちしても、三段飛びしても五段飛びやつてもアメリカのように爪の垢ほどにもなだ太平洋の一航路にたつた今二機で飛んでおる状態を、これを四機で飛ぶかという程度なんです、パン・アメリカンの何分の一になるのか何十分の一になるのか知らないが、その程度なんです。それをいわゆる日本の国策会社としてやつたんだらうと思ふ。政府が半額持ち民間が半額持つという以上は、これは国策会社に違ひない。そうでないならば、私は単なる民間会社にいたしておけばいいと思ふ。何も政府が持つことはないと思ふのです。政府が半額持つて出資し、な／＼の金

しても、特に定期航空運送事業の許可をしていないものにつきましては、これを許可を与えなければ飛んで来れない、こういう建前になつておるわけでありませぬ。そこで締約国なり非締約国なりやを区別する実益が生ずるわけでありませぬ。その区別の基準を使用者の国籍においておりましたのを、今度は飛行機そのものの国籍に変えたのでございませぬ。これは最近におきまして、先般ICAOと申しまして、シカゴ条約に基く、現在では六十三カ国になつておるが、六十三カ国の政府機関を以て構成した国際民間航空機関というものがあつたわけでありませぬ。その理事會で以てこの条約の規定についての締約国、非締約国の飛行機の区別を飛行機そのものの国籍によつて定める、こういうことに法定解釈がなされましたので、それに併せて改正しただけでございます。

なおこの外国人国際航空運送事業に關しまして規定の変更をいたしておる。重要な変更だと思ひます。これにつきましては、現在実質的には百二十九条一カ条のみでございまして、非常に何と申しますか、オープン・マインデッドな規定に相成つておるわけでございます。これを我々現在まで知り得ました各国の事情、各国の規定、各国の取扱等を勘案いたしました。条約に抵触しない限度において実情に即せしめるべく改正をいたした次第でございます。

若し連記をとめて頂ければ……。

○委員(前田種君) 連記をとめて。

午後二時五十五分連記中止

午後三時十六分連記開始

三

号)

一、定点観測業務継続に関する陳情
(第五二二号)

一、台風被害予防措置に関する陳情
(第五四二号)

一、農産物等の鉄道貨物運賃特別割引継続に関する陳情(第五四六号)

第一九四一号 昭和二十九年三月十六日受理

傷い軍人に国鉄無賃乗車証交付復活の請願

請願者 千葉市青葉町千葉真傷い軍人連合会内 河野治平

紹介議員 川口爲之助君

傷い軍人に対しては、昭和二十二年頃まで国鉄の無賃乗車証が交付されていたが、終戦後ボラ令第六十八号の発布とともに解消せられ今日に至つては、傷い軍人の境遇に対し理解をもたれて、無賃乗車証を復活せられたいとの請願。

第一九四八号 昭和二十九年三月十六日受理

上越線鉄道功勞者故岡村貢翁の銅像建設に関する請願

請願者 新潟県南魚沼郡石打村 大沢四五 星野幸一

紹介議員 岡田信次君

上越線鉄道功勞者故岡村貢翁の銅像は、同線石打駅に建設されてあつたが、戦時中撤回されたため、その後は故翁の英姿を仰いでその功勞をしのぶすべからず、よりよく銅像再建の機運が熟し、地元有志の密附によつてこの上越線鉄

道の偉大なる功勞者の銅像を再建する計画を立てられたのであるが、地元民の窮乏せる経済力では実現困難であるから、銅像建設に対し国庫補助の措置を図られたいとの請願。

第一九六二号 昭和二十九年三月十七日受理

出目駅庁舎移転拡張等に関する請願

請願者 高知県高岡郡藤原村長 崎村義郎外十九名

紹介議員 三橋八次郎君

国鉄出目駅は、当地方の森林資源、地下資源の集散所であり、また附近に国立出目結核療養所、公立近永病院等がある關係上、本駅を乗降する旅客数は宇和島線諸駅の最上位にあるが、現在本駅は庁舎がきわめて狭く、特に駅前の乗込道路の便が悪いため、国鉄バスの出入等にはなほ危険であるから、本駅庁舎の移転拡張、駅前広場の拡張及び乗込道路の新設を図られたいとの請願。

第一九七三号 昭和二十九年三月十七日受理

鹿児島県大島郡の航路補助に関する請願

請願者 鹿児島市山下町自治会 館内鹿児島県町村議会 議長会内 高野季信

紹介議員 西郷吉之助君

鹿児島県大島郡は、復帰に伴つて世界的にその例をみない物価高にあえいでいる実情であるが、これは物資輸送の便を握る航路問題に起因しているためであるから、同郡がわが国最南端に位置する特殊事情にかんがみ、航路補

助の措置を講ぜられたいとの請願。

第一九七七号 昭和二十九年三月十七日受理

二俣駅、佐久間村間鉄道敷設に関する請願

請願者 静岡県庁内国鉄未成線二俣佐久間線敷設期成会内 齋藤寿夫

紹介議員 河井彌八君 長島銀藏 君 杉山昌作君 藤原道子君 宇垣一成君 高瀬莊太郎君 石黒忠 篤君 小林武治君 森田豊壽君

天龍川中下流流域に沿ひ静岡県西部を南北に結ぶ国鉄未成線建設計画地域一帯は、無尽蔵の森林資源及び地下資源を有する未開発地域であるが、二俣駅から、佐久間ダム建設に伴う飯田線付替路線に接続し、佐久間村に至る間に鉄道が敷設されるところこれらの未利用資源を開発することができれば、佐久間秋葉地点における電源開発の円滑なる促進を図り得ることができると、すみやかに本鉄道を敷設せられたいとの請願。

第一九九八号 昭和二十九年三月十九日受理

傷い軍人に国鉄無賃乗車証交付復活の請願

請願者 岐阜市神室町四ノ三六 加藤亮一

紹介議員 古池信三君

この請願の趣旨は、第一九四一号と同じである。

第一九九九号 昭和二十九年三月十九日受理

神奈川西部地区国鉄輸送力増強促進に関する請願

請願者 神奈川県小田原市緑一ノ二四 原徳太郎外三名

紹介議員 石村幸作君

神奈川西部地区は、わが国でも有数の健康地区として富士箱根国立公園の主要部分を形成し、一面、東京に対する西方通勤距離圏として逐年定着人口の激増を示しているから、わが国の鉄道幹線輸送力を増大し、同時に神奈川西部地区の産業経済文化民生の開発向上を図るため、平塚、国府津間の貨物線敷設工事を施工せられるとともに御殿場線の復線復活と気動車を運転せられたいとの請願。

第五二三号 昭和二十九年三月十九日受理

定点観測業務継続に関する陳情

陳情者 大分県津久見市役所内津久見市遠洋漁業協同組合 連合会長 古手川忠助

今般政府は、財政上の理由に基き北方定点観測を打ち切り、南方定点は夏期六箇月間に縮小されたが、これら設備は気象観測の触手として絶体不可欠のものであり、さらに農業、水産業のためには被害を未然に防止し、また民生の安定を図るものであるから、定点観測業務が続行できるよう取り計らわれたいとの陳情。

第五四二号 昭和二十九年三月十七日受理

台風被害予防措置に関する陳情

陳情者 宮城県石巻市本町五番 多川敏次外二名

わが国における一箇年間の船舶海難事故件数は、千六百四十九隻余に上り、この原因の大部分が台風による浸水、防対策については、気象機関の整備、海上保安施設の充実等見るべきものがあるにもかかわらず、なお毎年相当件数の事故発生を招来していることは遺憾であるから、さらに海難予防の万全を期するため、気象観測に高度の科学性と機動性を採り入れ、通報の的確、迅速性、特に従来やや緩慢のうらみがあつた本土通過後の台風について、東方海上における情報をひん繁に提供するとともに、救助業務の能率化を図られたいとの陳情。

第五四六号 昭和二十九年三月十九日受理

農産物等の鉄道貨物運賃特別割引継続に関する陳情

陳情者 北海道議會議長 藤田余吉

北海道産業経済の伸展を図るため、現在農産物、わら工品、木材、鮮魚および建築用ブロック等に対し、本年三月末日までを期限として実施されている鉄道貨物運賃特別割引制度を今後も引き続き実施せられたいとの陳情。

昭和二十九年四月十六日印刷

昭和二十九年四月十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局